

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和2年(2020年)5月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 5月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 5月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】AはYからマンションを購入したがYはその金はAからの借入と主張しAは敗訴。XはAから同マンションを購入しYに明渡を求め敗訴。その後XはAから貸金返還請求権を譲られたとしてYに支払を請求。本判決はXの請求を棄却した原判決の一部を破棄し差戻した(令和1年7月5日最高裁)

【2】XがYに対し後期高齢者医療給付により代位取得した不法行為に基づく損害賠償請求における遅延損害金の起算日につき,XからYへの訴状送達日の翌日からとした原審に対し,本判決は当該給付が行われた日の翌日から遅延損害金の支払を求めると判示(令和1年9月6日最高裁)

【3】Y1はNY州に勤務中Y2と不貞関係になり,帰国後もその関係が続いたため妻Xが慰謝料500万円を請求した事案。本判決は,準拠法をNY州とした第1審判決を取消し,準拠法を日本法としたうえでYらに330万円の支払を命じた(令和1年9月25日東京高裁)

【4】出版社が運営するサイトの中の記事で,虚偽事実が記載されたとして損害賠償と謝罪広告を求めた事案。本判決は原判決と同様の賠償金の支払いを命じたが,謝罪広告は「サイトトップページ先頭記事部分に1ヵ月掲載」から「本件記事冒頭に記事掲載期間中掲載」に変更(令和1年11月27日東京高裁)

【5】原告が歩道を自転車で通行中,雨で濡れていた視覚障害者誘導用線状ブロック上で滑り転倒し負傷したため国家賠償法等に基づき治療費,慰謝料等の支払いを求めた事案。本件歩道の状況からその管理に通常有すべき安全性を欠いていたとは認められないとして原告請求を棄却(平成29年7月19日東京地裁)

【6】副業で賃貸アパートを経営するXが信用金庫Yからの融資の繰上返済をするに際し,繰上返済の手数料の特約に基づきYが手数料を収受したことに對し,当該特約は消費者契約法の規定,または公序良俗に違反し無効と主張,不当利得の返還等を求めたが,Xは「消費者」から除外されるとしてXの請求が棄却された事例(平成31年3月20日東京地裁)

【7】XらはAとの間の交通事故の損害賠償請求訴訟に勝訴し,契約車両をAとする保険契約の保険者Yに損害金等の支払を求めた事案。YはAの告知義務違反(Aが運転するのに記名被保険者を妻Bとした)を主張。保険契約の申込が詐欺に当たるとしてXらの請求を棄却(令和1年5月22日大阪地裁)

【8】包括受遺者の1人Y1が遺言者Aの遺産である預金を引出し葬儀費用に充てたところ,遺言執行者Xが相続財産に対する不法行為として損害賠償等を請求したが,Y1の行為は遺言者の意思に反せず,相続財産を不当に減少させるものでもないとして請求を棄却した事案(令和1年9月10日東京地裁)

(民事手続)

【9】解散した特例有限会社Aから同社前代表の母Yに借入金の返済として支払われた1000万円に對し破産管財人Xが否認権の行使等により上記金額及び遅延損害金の支払を求めたところ,Xの請求を全部認容した原判決を控訴審が本判遅延損害金につき一部変更した事案(令和2年2月27日福岡高裁那覇支部)

(公法)

【10】深夜右折進行中のXの車に直進してきた自動二輪車が衝突し同車両に乗っていた2名が死亡した事故で注意義務違反を理由に運転免許を取消されたXはその処分の取消を求めた事案で,自動二輪車が制限速度を大幅に超過し,無灯火だったことなどから同処分を取消した(平成30年9月18日東京地裁)

(社会法)

【11】樹木剪定作業中2次下請会社従業員Xは木から転落し後遺障害を負ったため,第2次,第1次下請会社及び元請会社に安全配慮義務違反等を理由に損害賠償を求めた事案で,第2次下請の責任のみ認めた原審に對し控訴審は第1次下請会社及び元請会社の賠償責任を認定(平成30年4月26日東京高裁)

【12】Y1社の長距離トラック運転手Xが 未払賃金, 同社代表取締役Y2及びその夫Y3に對する損害賠償 Y3のパワハ

ラを理由とする慰謝料を請求したところ、 の請求を認容、 の請求は棄却、 の慰謝料支払を認容した原審に対するY1及びY3の控訴を棄却した事案(平成31年3月26日福岡高裁)

【13】定年退職後有期雇用契約に基づき再雇用された原告が、翌年以降の再雇用を拒絶されたためその地位の確認と雇止め以降の月例賃金等の支払を求めたところ、上記契約が65歳まで続くとの原告の期待には合理的な理由があるとして原告請求をほぼ認容した事案(平成30年6月12日東京地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最二判令和元年7月5日 判例時報2437号21頁

平成30年(受)第1387号 登記引取等請求事件(一部破棄差戻)

AはYからマンションを850万円で購入したとして、Yに対し、売買契約に基づき建物明渡請求を行ったが、Aから受領した850万円は売買代金ではなく借りたものであるとのYの主張が認められ、Aの請求は棄却された(前訴1)。また、Xは、AはYとの間で譲渡担保設定予約に基づく予約完結権を行使して所有権を取得したうえで、Xに対してマンションを売却したと主張して、Yに対し、所有権に基づき明渡請求を行ったが(前訴2)、金員をAから借りたものであるとYの主張が認められ、Xの請求は棄却された。

その後、Xは、AからYに対する貸金返還請求権を譲り受けたとして、Yに対し、貸金850万円の支払いを求める訴訟を提起したところ、Yは金銭消費貸借契約の成立を否認したため、Xは信義則違反を主張した。原審は、Xの信義則違反の主張を採用せず、Xの請求を棄却したが、本判決は、信義則違反の主張を採用しなかった原審の判断に法令違反があるとして、原判決のうち、金員支払請求に係る部分を破棄し、差し戻した。

(2) 最二判令和元年9月6日 判例時報2437号16頁

平成30年(受)第1730号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻、一部上告棄却)

歩行者A(74歳)がYの運転する自動車に衝突されて傷害を負い、後期高齢者医療広域連合であるXの後期高齢者医療給付により302万8735円の支給を受けた。

Xが、Yに対し、当該後期高齢者医療給付により代位取得した不法行為に基づく損害賠償請求における遅延損害金の起算日について、原審は、XがYに対してその支払を請求したことが明らかな訴状送達日の翌日からの分のみを認容すべきとしたが、本判決は、当該後期高齢者医療給付が行われた日の翌日からの遅延損害金の支払いを求めることができると判示し、原判決のうち遅延損害金の支払い請求に関する部分を一部破棄して原審に差し戻した。

(3) 東京高判令和元年9月25日 判例タイムズ1470号75頁

平成30年(ネ)第5362号 損害賠償請求控訴事件(原判決一部変更、一部請求認容、確定)

妻X(専業主婦)と夫Y1(公務員)は、平成15年に婚姻し同21年までに3人の子をもうけた。Y1は、米国NY州に海外勤務することになり、平成25年3月に家族でNY州に引っ越したが、同年10月頃からY2(日本国籍・永住権あり)との不貞関係が始まり、同年末にはY2の住居で寝泊まりをし始め、平成26年9月にはY2がY1の子を出産し、平成27年にはXがY1を相手方としてNY州の裁判所に短期保護命令等の申立をするに至った。Y1は、同年12月に米国勤務を終え、Y2とY2との間の子3名で日本国内での住居を確保したが、X及びXとの間の子3名には住居を確保せず、婚姻費用の任意の支払いもしなかったため、Xらは、帰国後、国内のXの実家に身を寄せざるを得なくなり、XがY1及びY2に対し、不法行為に基づく慰謝料500万円等の損害賠償の支払いを求めた。本判決は、本件はNY州と日本で行われた一連の一個の不法行為であり、複数の結果発生地があるとした上で、その場合における不法行為の準拠法は、最も重要な結果が発生した地の法であると判断し、Xらが日本帰国時に悪意で遺棄されたも同然の扱いを受けたこと、日本での不貞期間が長い等の理由から、第1審判決(本件の準拠法をNY州とした)を取り消して、準拠法を日本法としたうえで、Yらに対し330万円の支払いを命じた。

(4) 東京高判令和元年11月27日 判例時報2437号26頁

平成31年(ネ)第1126号、令和元年(ネ)第2520号 名誉棄損損害賠償等請求控訴事件、同附帯控訴事件(一部変更(上告・上告受理申立て))

出版社Y1の運営するニュースサイト(以下、「本件サイト」)において、保育事業を営む社会福祉法人Xが偽装工作で新たに開園する保育園の設置認可を取得したなどの虚偽事実の記載(以下、「本件記載」)がされた記事(以下、「本件記事」)が公開されたことにより、Xの社会的評価が低下したとして、Xは、Yら(本件記事の執筆者Y4等)に対し損害賠償請求をするとともに、Y1及びY4に対し本件記載の削除、Y1に対し謝罪広告の掲載を求めた。

本判決は、原判決と同様に330万円の損害賠償及び本件削除の記載を命じたが謝罪広告については、本件サイトトップページのトップニュースの先頭記事部分に1ヵ月間掲載するとの原判決の判断を、訂正記事を本件サイトに掲載されている本件記事の本文部分の冒頭に本件記事の掲載期間中掲載することと変更した。

(5)東京地判平成29年7月19日 判例タイムズ1470号214頁

平成28年(ワ)第25661号 損害賠償等請求事件(請求棄却,控訴(後控訴棄却,確定))

原告は,被告(東京都)の管理する歩道を自転車で通行中,同所に敷設してあった視覚障害者誘導用線状ブロック上で自転車の前輪が滑って転倒し,右肋骨,膝擦過傷等の傷害を負ったと主張して,国家賠償法2条又は民法717条に基づき,被告に対し,治療費及び慰謝料の合計10万円並びに遅延損害金の支払いを求めた。本判決は,原告は本件歩道を自転車で通行中,対抗自転車を避けるためにハンドルを切った際,原告の自転車の車輪が本件誘導ブロック上に乗り上げ,その状態でブレーキをかけたところ,降雨の影響で本件誘導ブロックが濡れていたため,車輪が滑って転倒したと一応認めることができるとしたが,本件歩道の状況からして,その管理について通常有すべき安全性を欠いていたとは認められないとして,被告の本件の発生原因に対する主張(本件誘導ブロックが滑りやすい表面構造であること,降雨による滞水性があること,鉄道レールのように直線上に敷設されているといった欠陥があること)をいずれも排斥し,原告の請求を棄却した。

(6)東京地判平成31年3月20日 金法2137号88頁

平成30年(ワ)第30285号 不当利得返還請求事件(請求棄却)

本件は,アパート経営等をしているXが,信用金庫Yから受けた融資について,その返済期限前に繰上返済をするに際し,Yにおいて繰上返済の手数料について定める特約に基づきXから手数料を収受したことについて,当該特約は,消費者契約法の規定により,または公序良俗に違反し,無効であると主張して,Yに対し,不当利得の返還として,上記手数料相当額97万4307円及びこれに対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

本判決は,Xは,会社員として勤務する傍ら,海外からの訪日客に短期間アパートを賃貸する事業を営んでいるものであり,XがYから受けた融資は,同事業に係る物件の建築資金及び同事業で使用する車両の購入資金を調達するためであったことが認められるが,そうすると,Xは,当該事業のために上記融資に係る消費貸借契約を締結したものであるから,消費者契約法2条1項かっこ書の規定により,「消費者」とされる個人から除外されることになるとして,Xの請求を棄却した。

(7)大阪地判令和元年5月22日 判例時報2435号54頁

平成29年(ワ)第12006号 損害賠償請求事件 棄却(確定)

本件は,X1が所有,X2が運転する普通乗用自動車とAが所有しAが運転する普通乗用自動車との間の交通事故について,Aに対する損害賠償請求訴訟で勝訴判決を得たXらが,契約車両をAとする保険契約の保険者Yに対し,本件保険契約に定める損害賠償請求権者の直接請求権に基づき,損害金等の支払を求めた事案である。Aが保険契約締結の際,有効な運転免許を有しないAのみが運転するにもかかわらず,それを秘し,記名被保険者をAの妻Bとして申込をしたとして,Yは,本件保険契約は,告知義務違反に基づく解除,錯誤無効及び詐欺取消等を主張した。

本判決は,保険契約の申込に際し,記名被保険者を告知するのは,保険契約申込を承諾するか否か等決定するのに,記名被保険者の属性が重大な影響を及ぼすからであるとし,Aの本件保険契約の申込が詐欺に当たると判断し,Xらの請求を棄却した。

なお,裁判所は,詐欺取消を先に判断し,その余の点については判断していない。

(8)東京地判令和元年9月10日 金法2136号79頁

平成30年(ワ)第33141号 損害賠償請求事件(請求棄却)

本件は,包括受遺者のうちの1人であるY1が,遺言者Aの預金口座から302万5776円を払い戻して葬儀費用等に充てたところ,遺言執行者であるXが,Y1およびほか1名の包括受遺者Y2を被告として,その預金払戻しが民法1013条1項に反し,相続財産に対する不法行為に該当するとして,上記払戻金相当額の損害賠償及びこれに対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金を請求する事案である。

本判決は,遺言執行者が指定された遺言における包括受遺者の1人が葬儀費用等に充てるために遺産を構成する預金債権を払い戻したことは,当該遺言において財産の換価金から葬儀費用その他の費用を控除した残額を遺言執行者が分配すると定められていたことから,遺言者の意思に反するものとはいえず,金額に鑑み相続財産を不当に減少させるものでもなく,遺言の公正な実現を妨げるものともいえないから,民法1013条1項にいう「相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為」に該当せず,不法行為が成立しないと判断し,Xの請求を棄却した。

【民事手続】

(9) 福岡高那覇支判令和2年2月27日 金法2136号72頁

令和元年(ネ)第101号 否認等請求控訴事件(原判決一部変更)

特例有限会社Aは、平成28年11月11日、株主総会決議により解散し、代表者Bが清算人に就任した。Aは、平成28年9月18日に死亡した前代表者Cが遺した書面に従って、Aに支払われたCの役員生命保険金約1億円を原資に、同年11月21日、Cの母であるYに対し、借入金の返済として1000万円を支払った。その後、Aは、清算終了前に、債権者である甲銀行の平成29年7月4日付申立てにより、同年10月5日、破産手続開始決定を受け、Xが破産管財人に選任された。Xは、AのYに対する1000万円の支払について、破産法160条1項1号・2号または同条3項に基づく否認権の行使として、また、会社法484条3項の取戻権の行使として、上記1000万円とその支払日である平成28年11月21日の翌日以降の商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める訴えを提起した。なお、YのAに対する1000万円の債権は、平成16年4月1日にAの銀行に対する借入債務を担保するためにYの定期預金債権1000万円につき質権が設定された後、平成23年3月31日に上記定期預金債権全額について質権が実行されたことに伴い、YがAに対して求償債権を取得したものであった。原審は、Xによる破産法160条1項1号・2号または同条3項に基づく否認権行使は認められない旨判示したが、会社法484条3項に基づく取戻権の行使を認め、Xの請求を全部認容したところ、これを不服とするYが控訴したのが本件である。

本判決は、AのYに対する支払は、YのAに対する1000万円の求償債権に係る債務の弁済に当たるから、Xの破産法160条1項1号・2号または同条3項に基づく請求は理由がないとしたが、会社法484条3項に基づく請求は、1000万円及びこれに対する訴状送達日の翌日(平成29年12月9日)から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があると判断して、原判決を一部変更した。

【公法】

(10) 東京地判平成30年9月18日 判例タイムズ1470号127頁

平成29年(行ウ)第173号 運転免許取消処分取消請求事件(認容、確定)

運転免許を受けていたXが、深夜、自動車を運転して、信号機により交通整理の行われている交差点を右折進行しようとしたところ、直進してきた自動二輪車と衝突し、相手方車両に乗車していた者2名を死亡させる交通事故を起こし、東京都公安委員会から道路交通法36条4項所定の注意義務違反があると、基礎点数及び付加点数を付され、累積点数が運転免許を取消す基準に該当したため、運転免許取消処分を受けたことから、上記注意義務に違反しておらず、また、上記処分の手続に違法があると主張して処分の取消しを求めた。

本判決は、Xが、本件交差点において対向車線を十分確認をせずに本件交差点を右折進行しており、交差点安全進行義務に違反したと認められるとしたが、本件事故当時の相手方車両の速度に係る鑑定書の正確性には疑問があり、相手方車両が走行していた道路が下り坂であることなどからすれば、事故当時、相手方車両は制限速度を大幅に超える速度で走行していたとも考えられるし、相手方車両が無灯火であったため、Xが注意義務を尽くしても相手方車両が相当程度近づいた地点でなければ相手方車両を視認出来なかった可能性もあるとして、違反行為と事故との因果関係が否定され、道路交通法施行令別表第二備考一の2(イ)に規定する「違反行為をし、よって交通事故を起こした場合」に該当しないとして処分を取り消した。

【社会法】

(11) 東京高判平成30年4月26日 判例時報2436号32頁

平成28年(ネ)第5367号 労働災害損害賠償請求控訴事件(一部取消・請求一部認容(上告・上告受理申立て、上告棄却・不受理))

団地の植物管理工事(樹木剪定等)に第2次下請会社従業員として従事していたXが高さ約5mの樹木から転落して受傷し、重篤な後遺障害(第1級)が生じたことについて、直接の使用者である第2次下請会社とその代表者のほか、第1次下請会社及び元請会社も相手に、安全配慮義務違反(債務不履行・不法行為)等を理由とする損害賠償を求めた事案(Xの妻の慰謝料請求もある)。労働安全衛生規則は、事業者に対し、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止する措置を講じることが義務付けている(518条等)。Xも安全帯を着用して作業を行っていたが、その安全帯は「一丁掛け」といわれる安全性の徹底に欠けたものであった上、X1は事故直前には安全帯のひもを枝にかけて使用することなく作業を行っていたことも原因となって転落した。

原審(東京地判平成28年9月12日・判例時報2436号45頁掲載)は、本件事故当時造園業界では(樹上での移動時にも常時一方のひもは枝にかけておける)「二丁掛け」は一般的ではないなどとして「二丁掛け」の安全帯を使用する義務

について否定したが、直接の使用者(第2次下請会社)につき、剪定作業の経験の浅いXに対し三点支持(一丁掛けを使用した上で別の枝にひもを掛け替える際には両足で木の枝を抱え込むようにして片方の腕で枝をつかみもう一方の手で安全帯のひもを掛け替える方法)の方法を具体的に指導することなく高所作業を行わせた点において安全配慮義務違反があったと認定し、その代表者が直接Xを指導監督し作業にも共に従事していたと認定して、不真正連帯の損害賠償責任(債務不履行・不法行為)を認めたと、第1次下請会社及び元請会社の責任は否定した。

控訴審は、「一丁掛け」の安全帯ではこれを掛け替える際に三点支持により労働者が自ら落下を防ぐしかない状態が生じ、労働安全衛生規則518条2項が予定している「労働者の危険を防止するための措置」が何ら講ぜられていない状態が発生することになるから違法であるとしたうえで、第2次下請会社及びその使用者においてXに対し「二丁掛け」の安全帯を提供し、その使用方法を指導し、作業に使用させる義務があったと認定し、この義務を怠った点に安全配慮義務違反を認めて両者の責任を認めた。また、第1次下請会社及び元請会社についても、安全帯の使用等の安全衛生事項に関して安全指示書のやり取りや安全衛生の手引の交付を通じての具体的な指示、遵守状況の確認など、Xとの間に特別な社会的接触の関係を肯定するに足りる指揮監督関係があったとしたうえで、「二丁掛け」の安全帯の使用とその徹底が求められるべきであったのに「一丁掛け」でも安全確保は十分であるとの誤った認識のもとに指示していたと認定して、安全配慮義務違反(債務不履行・不法行為)による損害賠償責任を認めた(Xの過失相殺割合が5割)。

(12)福岡高判平成31年3月26日 判例時報2435号109頁

平成30年(ネ)第696号 未払割増賃金等(本訴)、未払割増賃金等、損害賠償(反訴)請求控訴事件 控訴棄却(上告・上告受理申立て)

本件は、Y1社に長距離トラック運転手として稼働していたXが、Y1に対し雇用契約に基づき未払賃金929万円余りの支払を、Y1の代表取締役Y2及びY2の夫であり事実上の取締役とされるY3に対し未払賃金不払いについて会社法429条1項又は民法709条に基づき損害賠償の支払を、Y3及びY1に対し、Y3によるパワーハラメントについてY3に対しては民法709条に基づき、Y1に対しては会社法350条類推適用に基づき165万円(慰謝料100万、弁護士費用15万円)の損害賠償の支払を、それぞれ求めた事案であり、これに対し、Y1はXに対し、Xが業務指示を受けていた運送業務を無断で放棄したとして、不法行為又は債務不履行に基づき損害賠償の支払を求める反訴を提起した。

原審は、Y1とX間に仮に出来高払制の合意があったとしても労働契約法12条の規定する最低基準効に反し無効であるとして756万円余の未払賃金請求を認め、については、Y3は事実上の取締役に当たるが、Y2及びY3に会社法429条1項の重大な過失、民法709条の過失のいずれも認められないとし、については、Y3がXを丸刈りにするなどした上、これらを写真とともにY1のブログに掲載したことはパワーハラに該当するとして、Y3は民法709条、Y1は会社法350条類推適用の責任を負うとして慰謝料100万円弁護士費用10万円の限度で支払を命じ、反訴についてはXの不法行為責任を一部認めた。Y1とY3が控訴したところ、本判決は、控訴をいずれも棄却した。

(13)東京地判平成30年6月12日 判例タイムズ1470号157頁

平成28年(ワ)第23169号 地位確認等請求事件(一部訴え却下、一部認容、控訴(後和解))

原告は、60歳定年により被告を退職後、有期雇用契約(平成27年4月から1年間)に基づき被告に再雇用されたが、労使協定所定の再雇用対象者の基準を充足しないとして、翌年以降の再雇用を被告に拒絶されたため、労働契約法19条2号により当該再雇用契約が更新されたこと及び被告の人事考課結果が不当であったことを主張して、被告に対し、労働契約上の権利を有する地位の確認と共に本件雇止め以降の月例賃金(基本給)及び未支給の個人業績分の業績賞与の支払いを求める訴えを提起した。本判決は、原告の本件再雇用契約が65歳まで継続するとの期待には、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(高年法)9条1項に沿って継続雇用制度を定めた就業規則等の趣旨に基づく合理的な理由があり、原告の人事考課の結果は本件人事考課基準を充足し、本件再雇用基準の全ての要素を充足していたから、本件雇止めは客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上不相当であるといえ、労働契約法19条2号により、本件再雇用契約が従前と同一条件で更新されたとして、地位確認及び本件判決確定日までの月例賃金の請求を認容し、被告の人事考課結果に基づく算定額の限度で本件雇止めまでの期間に係る業績賞与の請求を認容した。

【紹介済み判例】

最一決平成30年6月26日 判例時報2437号98頁

平成29年(あ)第530号 強姦未遂、強姦、強制わいせつ被告事件(上告棄却)

法務速報207号13番にて紹介済み

最二決平成30年7月3日 判例タイムズ1470号27頁

平成30年(し)第170号 検察官による証人等の氏名等の開示に係る措置に関する裁定決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

法務速報208号15番にて紹介済み

東京高判平成30年7月11日 判例タイムズ1470号93頁

平成30年(ネ)第796号 離婚無効確認請求控訴事件(原判決取消差戻, 上告受理申立(後上告受理申立不受理))

法務速報215号6番にて紹介済み

最二決平成31年1月23日 判例時報2436号22頁

平成30年(許)第1号 譲渡命令に対する執行抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

法務速報214号14番にて紹介済み。

大阪高決平成31年2月15日 判例タイムズ1470号89頁

平成30年(ラ)第1323号 特別縁故者に対する相続財産分与審判に対する抗告事件(変更, 確定)

法務速報227号3番にて紹介済み

大阪地判令和元年6月5日 判例タイムズ1470号104頁

平成30年(行ウ)第75号 保有個人情報不開示決定処分取消請求事件(認容・確定)

法務速報227号23番にて紹介済み

最一判令和元年9月19日 判例時報2435号51頁

平成30年(受)第1137号 請求異議事件(破棄自判)

法務速報227号15番にて紹介済み

最一判令和元年9月19日 金法2136号62頁

平成30年(受)第1137号 請求異議事件(破棄自判)

法務速報227号15番にて紹介済み

最一判令和元年10月17日 判例時報2436号3頁

平成29年(行ヒ)第423号 鳴門市競艇従事員共済会への補助金違法支出損害賠償等請求事件(一部破棄自判, 一部上告棄却)

法務速報222号18番にて紹介済み

最一判令和元年11月7日 判例時報2435号104頁

平成30年(受)第755号 地位確認等請求事件(一部破棄差戻, 一部上告棄却)

法務速報223号23番にて紹介済み

2. 令和2年(2020年)5月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 201 8

国会議員の歳費,旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

・ ・ 議長,副議長及び議員の歳費の月額について,令和3年4月30日までの間,2割削減することを定めた法律。

・衆法 201 10

令和2年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律

・ ・ ・ 令和2年度特別定額給付金等の支給を受けることとなった者が自ら令和2年度特別定額給付金等を使用することができるようにするため,令和2年度特別定額給付金等について,差押えを禁止すること等を定めた法律。

・閣法 201 14

道路法等の一部を改正する法律

・ ・ ・ 重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の類型として教育啓発特定事業を追加すること,公共交通事業者等に対して役務の提供の方法に関する基準の遵守を義務付けること等を定めた法律。

・閣法 201 15

高齢者,障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律

・ ・ ・ 大型車両の通行に係る手続の合理化,特定車両停留施設及び自動運行補助施設の道路の附属物への追加,歩行者利便増進道路の指定制度の創設等を定めた法律。

・閣法 201 24

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

・ ・ ・ 株式会社日本政策投資銀行による特定投資業務について,その資金供給の対象となる事業者等の決定の期限等を延長することを定めた法律。

・閣法 201 28

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

・ ・ ・ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による他の電気通信事業者の電気通信設備を用いた電話の役務の提供を可能とするための措置,外国法人等が電気通信事業を営む場合の規定の整備等を定めた法律。

・閣法 201 31

地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律

・ ・ ・ 地域一般乗合旅客自動車運送事業者及び地域銀行に係る合併その他の行為について,私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例を定めた法律。

・閣法 201 54

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律

・ ・ ・ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため,国税通則法その他の国税関係法律の特例として納税の猶予や給付金の非課税等を定めた法律。

・閣法 201 55

地方税法等の一部を改正する法律

・ ・ ・ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため,個人住民税,不動産取得税,自動車税,固定資産税等に係る特例措置,固定資産税等の減収を補?する措置等を定めた法律。

3.5月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

三平聡史/著 日本加除出版 254頁 3,190円

ケーススタディ 多額の資産をめぐる離婚の実務 財産分与、婚姻費用・養育費の高額算定表

平田 厚/著 法曹会 211頁 2,750円

成年後見ハンドブック

後藤 宏 高橋 健 松山純子/著 日本法令 195頁 2,310円

交通事故が労災だったときに知っておきたい保険の仕組みと対応

酒井廣幸/著 新日本法規 611頁 7,040円

改正民法対応版 続 時効の管理

奥山倫行/著 民事法研究会 324頁 2,750円

弁護士に学ぶ! 債権回収のゴールデンルール(第2版) 迅速かつ確実な実践的手法

4.5月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

今井和男 太田秀哉/編著 有賀隆之 池田綾子 大野徹也 成田晋司/著 商事法務 275頁 3,520円
令和元年 改正民事執行法 実務解説Q&A

最高裁判所事務総局/編 法曹会 466頁 2,900円
条解民事執行規則(第4版)上 第1条～第98条の2

最高裁判所事務総局/編 法曹会 386頁 2,850円
条解民事執行規則(第4版)下 第99条～第193条・附則

尾島史賢/編集代表 小林あや 相沢祐太 井口喜久治 中村真/編集委員 新日本法規 288頁 4,180円
実務家が陥りやすい 相続人不存在・不在者 財産管理の落とし穴

福岡県弁護士会生存権擁護・支援対策本部/編 民事法研究会 406頁 4,620円
生活保護の実務最前線Q&A 基礎知識から相談・申請・利用中の支援まで

弁護士業務書式研究会/編著 日本法令 1033頁 10,780円
5訂補訂版 弁護士業務書式文例集

5. 発刊書籍<解説>

「ケーススタディ 多額の資産をめぐる離婚の実務 財産分与、婚姻費用・養育費の高額算定表」

高額所得者の離婚における財産分与等にスポットをあてている点に特色がある本であり、所得が高額な場合の婚姻費用、養育費の算定表も掲載している。事業資産の取り扱いや両親等との金銭に関するやりとりの評価などについてなど、一般的な解説書等ではあまり取り上げられない論点についても解説がされており参考になる本である。

「実務家が陥りやすい 相続人不存在・不在者 財産管理の落とし穴」

財産管理人業務に際して、判断の難しい局面の対応について、誤認例と実務があわせて解説されている。ポイントを絞って解説がされており、網羅的に解説されている基本書とは異なっているが、業務の処理に当たった問題の解決のヒントとなる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。